
プロジェクト ASAF 対応

項目 リサーチプロジェクト：持分法

本資料の目的

1. 本資料は、2014 年 6 月に開催予定の ASAF 会議向けに IASB スタッフにより作成された持分法のアジェンダ・ペーパーについて、概要をまとめたものである。本委員会では概要の説明を行い、ご意見をいただくことを予定している。
2. 2014 年 5 月の国際会計基準審議会（IASB）のボード会議でも本件について議論が行われる予定であり、今回の ASAF 会議における持分法のアジェンダ・ペーパー（以下「本アジェンダ・ペーパー」という。）は、5 月の IASB 会議で使用されるアジェンダ・ペーパーと同一である。IASB の 5 月会議及び ASAF6 月会議において、本リサーチプロジェクトに関する範囲の適切性について議論が行われる予定である。
3. 本アジェンダ・ペーパーでは、次の内容が記載されている。
 - (1) 現行の持分法に至る経緯
 - (2) アジェンダ協議 2011 で示された見解
 - (3) 問題の特定
 - 情報ニーズの理解
 - 問題点の解決方法（案）
 - 想定される論点
 - 関連会社の定義

- (4) 暫定的な提案

アジェンダ・ペーパーの概要

現行の持分法に至る経緯

4. 持分法は、歴史的に次のような状況において適用されてきたと言われている。
 - (1) 完全な連結手法が開発されるまでにおける代替的手法として適用 (proto-consolidation)
 - (2) 親会社の個別財務諸表における疑似連結として適用 (psedu-consolidation)

- (3) 連結財務諸表における連結から除外された子会社（例えば、異業種の子会社）に対する代用として適用(substitute-consolidation)
- (4) 連結財務諸表に関連会社及び共同支配企業を含める手法として適用(semi-consolidation)
5. 上記のように、持分法は、様々な財務報告の問題点を解決するために次のような形で適用されてきた。
 - (1) 親会社の個別財務諸表における測定手法として
 - (2) 子会社の定義の不十分性を解決する方法として
 - (3) 連結の代替として
 - (4) 連結財務諸表における関連会社及び共同支配企業の会計手法として
6. 現行の IFRS においては、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」において持分法のあり方が定められている。IAS 第 28 号の第 11 項では、関連会社や共同支配企業の会計処理方法として受取配当金の認識は当該企業等の業績と関連が小さいため、十分な手法でなく、持分法の適用がより有用な財務情報の提供に資する旨が説明されている。また、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」では、持分法は投資先の純資産の持分割合について会計処理を行う手法である旨が説明されている。
7. また、IAS 第 28 号では、持分法の適用にあたっては IFRS 第 10 号「連結財務諸表」に定められる連結手続と類似の方法が多くの場合に適切である旨が記載されている。しかし、持分法が、なぜ特定の状況において適切であるかについて十分な説明がされていない。

アジェンダ協議 2011 で示された見解

8. 持分法のプロジェクトは、「アジェンダ協議 2011」（以下、「アジェンダ協議」という。）へのフィードバックを受けてリサーチプロジェクトに追加された。
9. アジェンダ協議に寄せられたコメントの内、37 の回答が持分法に言及していた。回答内容は、概ね次のように分類される。

持分法の規定を簡素化すべきである。	10
持分法の概念的な根拠をリサーチすべきである。	7
公正価値を前提とすべきではない。	5

公正価値の使用をリサーチすべきである。	1
範囲を個別財務諸表に広げるべきである。	5
その他の範囲に関する回答	3
現在優先すべきプロジェクトではない。	9

10. 一部の回答者からは、持分法の概念的な根拠を明らかにすることが持分法に関する規定の簡素化につながる可能性があるとの見解が示されている。すなわち、規定の簡素化と概念的な根拠を明らかにすることは相互に排他的ではないといえる。
11. また、持分法の概念的な根拠に関するリサーチを提案しているコメント提出者から、次の意見が示された。
- (1) 持分法を測定技法と考える見解と一行連結と考える見解とに分かれている。
- (2) 持分法が導入されて以来、持分法は資本性金融商品の会計処理として存在している。

問題の特定

12. 持分法プロジェクトの最初のステップは、IFRS において持分法が適用される状況を確認するとともに、持分法を適用することによって解消しようとしている財務報告上の問題を特定することである。

情報ニーズの理解

13. アジェンダ協議へのコメント提出者からは、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の改訂の際に、子会社の範囲の検討とともに、持分法の使用について再検討すべきであるとの意見が寄せられた。
14. また、2010 年に公表された概念フレームワークの報告企業の章に関する公開草案では、次の記載がある。

ある企業が他の企業を支配している場合には、支配企業からその持分投資者、貸手及びその他の債権者への、キャッシュ・フロー及びその他の便益は、支配企業が支配している企業から得られるキャッシュ・フロー及びその他の便益に依存することが多く、それらは、今度は当該企業の活動及びその活動に対する支配企業の指図に左右される。したがって、1 つ以上の企業を支配している企業が財務報告を作成する場合には、連結財務諸表を表示すべきである。連結財務諸表は、大多数の利用者にとって有用な情報を適用する可能性が最も高い。

15. 関連会社と共同支配企業は、親会社により支配されていないため、連結グループ

の一部ではない。したがって、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」上の持分法は一行連結の手法とはなり得ないと考えられる。

16. また、アジェンダ協議に対するコメント提出者から、個別財務諸表上の子会社、関連会社又は共同支配企業に対する投資の会計処理に関して持分法の選択肢を再導入することを求める要望が寄せられた。当該要望に対応して、IASB は、公開草案「個別財務諸表上の持分法」を公表している¹。
17. これらのアジェンダ協議に対するコメントを踏まえ、持分法プロジェクトの範囲に関しては次の事項を検討すべきである。
 - (1) 連結財務諸表において、投資者が、企業を支配していないが重要な影響力や共同支配を通じて投資から得られるリターンに影響を与える能力を有する場合に、持分法を適用することが、投資者の情報ニーズを満たすかどうか。また、投資の情報ニーズを満たすとすれば、それはどのような方法によるか。
 - (2) 個別財務諸表上で子会社、関連会社又は共同支配企業に対する投資の会計処理に持分法を適用する選択肢が再導入されることも考慮して、個別財務諸表上、子会社、関連会社又は共同支配企業に対する投資に持分法を適用することが、投資者の情報ニーズを満たすかどうか。また、投資家の情報ニーズを満たすとすれば、それはどのような方法によるか。
18. 財務諸表の利用者の情報ニーズを理解するためには、財務報告の問題と代替的な方法をまず理解することが有用である。関連会社と共同支配企業に対する持分法の適用について資本市場諮問委員会（CMAC）と予備的な協議を行ったが、メンバーからは調査が必要な特定の領域は示されなかった。したがって、投資者と協議するためには、まずは代替的な方法を検討することが有用であると考えられる。

問題点の解決方法（案）

19. 持分法が測定基礎なのか一行連結なのかを決定すべきであると提案する者もいる。欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）は、2014 年 1 月に簡潔検討ペーパー「持分法：測定基礎なのか一行連結なのか？」を公表した。
20. EFRAG は有用な資料を提供している。しかし、持分法が測定基礎なのか一行連結なのかを決定するためには、持分法の適用により解消しようとしている財務報告上の問題を理解し、持分法がなぜ、どのように問題の解決に資するものになっているかを評価することが必要となる。
21. 現行の IFRS の規定を検討することに加えて、IFRS 第 12 号「他の企業への関与へ

¹ 2014 年 4 月の会議において、IASB は、公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、再審議を行い、公開草案による提案を概ね維持する方向で最終化をする旨を決定している。

の開示」の開示目的を検討することが持分法に対する代替的な方法を識別することに有用である。現行の投資に対する規定と IFRS 第 12 号の目的から、次の代替的な方法を識別した。

- (1) 現行の持分法の簡素化—もし持分法を測定基礎として考えたならば適用可能となる代替的な方法である。これにより、アップストリームとダウンストリームの取引の消去など連結手続に類似した規定を削除する可能性がある。
- (2) 現行の持分法の維持—持分法の概念的な根拠を明らかにするため、持分法の役割を明確にする。これによって、現行の適用上の課題に対処することが可能となる。
- (3) 公正価値—IFRS 第 9 号では純損益又は OCI を通じて公正価値の使用が認められている。また、OCI は、資本増価を目的としない投資の保有に対して認められている。
- (4) 原価—投資の性質に関する追加の開示を行う。

22. 持分法に対する代替的な方法や改善を評価するにあたって、代替的な方法のコストと便益の評価とともに適用上の課題を検討することも必要である。IASB は受入れ可能な代替的な方法について投資家と議論する予定である。

想定される論点

(持分法の適用上の課題への対処)

23. アジェンダ協議へのコメント提出者からは、持分法の適用上の課題を特定すべきとの回答があった。アジェンダ協議へのコメント提出者により、以下の適用上の課題が挙げられた。
- (1) アップストリームとダウンストリームの取引の消去
 - (2) 関連会社と子会社の間の取引の取扱い
 - (3) 減損の規定
 - (4) 表示の規定
24. また、アジェンダ協議へのコメント提出者の一部は、持分法の概念的な基礎をリサーチすることによって、持分法への理解が進み、また、適用上の課題を解消することに役立つと考えていた。IASB は、持分法の適用上の課題に対処するためには、まず、持分法の適用によって解消される財務報告上の問題を理解することが重要であると考えている。この点、IASB は、各国基準設定主体と作成者から適用上の課題に関するインプットを得る予定である。

(関連当事者の開示)

25. アジェンダ協議のコメント提出者の一部は、持分法の適用上の課題の一つとして取引の消去を挙げている。
26. 持分法が適用される際の取引の消去は関連当事者間の取引の理解に関連する可能性があることを理解することが妥当である。歴史的には、投資者の受取配当金と関連会社又は共同支配企業の業績との関連性がほとんどないことを根拠として、持分法が適用されてきたという経緯がある。もし、投資者が配当の支払いに影響を与えるように重要な影響力又は共同支配を行使するならば、配当の受取と投資から得られる成果との間に分離が生じる。同様に、IAS 第 28 号の狭い修正を通じて対処が試みられている適用上の課題は、関連会社や共同支配企業との取引によるグループの成果に影響を与えるように考えられる。
27. 持分法の簡素化を検討するにあたって、関連当事者取引に関する開示を修正することにより、持分法を簡素化することが可能かどうかを検討することが重要である。すなわち、関連会社及び共同支配企業と親会社間の取引を開示によって対処することによって持分法を簡素化することが可能かどうかを検討することである。

(公正価値の使用)

28. アジェンダ協議へのコメント提出者の一部は、持分法の見直しの必要性を認識しているものの、次の理由により、公正価値会計への移行を支持しないと回答していた。
- (1) 関連会社及び共同支配企業は非上場企業であり、公正価値を計算するには実務上の困難を伴う。したがって、評価結果は主観的になると考えられる。
 - (2) 長期保有を目的としている投資に対して、公正価値の使用は、未実現の利得又は損失の認識につながる。すなわち、通常、投資の目的は短期的な利得の実現ではない。
 - (3) 公正価値の使用は、投資の性質を表さない損益計算書上のボラティリティにつながる。
29. これらのコメント提出者は、関連会社又は共同支配企業への投資が資本増価や投資収益を得るためだけに保有されているのではなく、企業の事業の一部として保有されている場合には、持分法の代わりに公正価値を使用することを支持していない。公正価値は検討すべき代替的な方法の一つではあるが、IASB はこれらの懸念をよく把握する必要がある。

関連会社の定義

30. IASB が関連会社の定義を改善するためには、持分の 20%以上の保有を前提とする反証可能な推定を検討する必要があるが、もし 20%以上の保有の推定を削除することを検討する場合には、重要な影響力の意味、特に、「参加するパワー」を理解す

ることが必要である。

31. IAS 第 28 号の重要な影響力の定義には、議論となる数値基準を含んでいるため、IFRS 第 10 号と同様の原則的な判断基準を設けることも考えられるが、IASB は、現行の関連会社の定義に問題が生じているかどうかを十分に検討していない。IASB は、アウトリーチを通じて、関連会社の定義に関する適用上の課題が特定された場合に限り、本件に関する検討を開始することを考える予定である。

暫定的な提案

32. デュー・プロセスハンドブックでは、新たな財務報告の要求事項は、現行の要求事項について識別された問題を解決するようにされるべきと記載されている。このため、IASB のリサーチプログラムは、問題点の性質及び程度について証拠を収集するとともに、財務報告の改善、又は、問題点の解決につながる可能性のある方法を評価することを目的としている。
33. このプロジェクトの目的は、持分法が現行の IFRS で適用されている状況を考慮することによって持分法が解決しようとしている財務報告上の問題点を理解することである。当該分析に基づき IAS 第 28 号に定められている持分法に対する代替的な方法及び簡素化を検討することによって、IASB は、持分法がなぜ、またどのように、財務報告上の課題を解決しているのかについて検討を行うことを意図している。

ASAF 会議における発言案

34. ASAF 会議（2014 年 6 月）において、主について発言することを予定している。
- (1) 我々は、持分法のあり方について、IASB がリサーチプロジェクトを開始することを支持する。
- (2) 我々は、最近、財務諸表利用者及び財務諸表作成者に持分法の有用性と適用における問題について、アンケート調査を実施した。その結果、主に、次のようなメッセージが示された。
- ① 連結財務諸表において持分法を適用することは、持分法投資損益の認識を通じて、財務業績を表示する上で一般的に有用であり、資本性金融投資について、関連会社を含めて一律公正価値で測定することは有用な財務情報の提供に資さないと考えられる。
- ② 他方、持分法の適用範囲については改善すべき点があると考えられる。これは、関連会社が他の会社によって支配されている場合等、配当を他社によってコントロールされている場合や、将来的な売却を前提としているような場合等、持分法の適用が必ずしも有用な財務情報の提供に資するとは言いえない場合もある。

るためである。

③ また、財務諸表作成者の多くから、適時に十分な情報を入手することが困難である場合があるほか、決算日の統一や会計方針の統一が困難である場合がある旨が指摘された。

(3) このようなフィードバックを踏まえると、持分法の適用について指摘されている問題点を解決する方法は、持分法を廃止して、資本性金融商品のすべてを原価法やFV-PLによる測定に変更するような方法でないと考えられる。但し、本件は、関係者が高い関心を示している分野であり、関係者の見解を聴取しつつ、慎重に検討を進めていくことが望まれる。

ディスカッション・ポイント

- ・ 上記の ASAF 会議における発言案について、ご意見を頂きたい。

以 上